

令和4年度川崎町社会福祉協議会事業計画

川崎町社会福祉協議会における社会福祉事業は、定款第1条に規定する社会福祉を目的とした事業の健全な発達及び地域福祉活動の活性化により、地域福祉の推進を図るための事業を行います。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

少子高齢化・人口減少の進展、人と人とのつながりの希薄化、支え合いの仕組みの脆弱化など地域社会が大きく変化し続ける中、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が重なり、住民が抱える課題は一層複合化・複雑化しており、地域を基盤として包括的な相談支援体制を整備することが喫緊の課題となっています。こうした中、国においては、持続可能な「全世代型社会保障」への改革を更に進めることとしており、コロナ禍での「新たな日常」を踏まえた上で、地域共生社会の実現に向け、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が昨年4月から施行されました。

これらを踏まえ、本会では、行政をはじめ、福岡県社会福祉協議会や関係機関・各種団体等と協働し、生活困窮者支援の取組や総合相談など包括的な支援体制づくりの強化に努めます。

また、令和3年度は「ふくしまつり」や「喜寿祝賀会」などが中止となりましたが、このコロナ禍の中で、これまでの活動のスタイルが変わることがあつても、住民の立場に立って、人と人をつなぐ活動や地域福祉推進の取組を積極的に進めていきます。

また、近年、大規模な災害が全国各地で多発していますが、本会では川崎町と「川崎町災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定」を締結していますので、災害時におけるボランティア活動の円滑かつ迅速な対応を推進するため、田川地区社協とも連携して災害ボランティアセンター設置・運営訓練等を実施していきます。

2. 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な組織として、地域住民及び福祉組織・関係者との協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命としています。

このような中で、本会では平成30年度より川崎町生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター業務）を受託し、現在住民の方々と勉強会を重ね、「でてこんかい・かたらん会」を開催し、「助け合い・支え合いのまちづくり」の取組を進めています。

これまで、高齢者を対象とした「みまもり10ヶ条」や「川崎町くらしのお助け便利帳」の作成や、各地域でのサロンづくりの支援等を行ってきましたが、その取組の中で特に地域の課題として「買い物弱者支援」についての意見が出されました。

これを受け、令和4年度は、福岡県の助成制度等を活用しながら、買い物弱者対策に向けた住民のニーズ調査や学習会などに積極的に取り組み、地域の生活支援の充実をめざします。

また、町内で行われている集いの場や地域活動の情報を把握し、高齢者や住民の方々に社会参加を促し、介護予防の視点も念頭に入れた取組を進めます。

3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及宣伝、連絡調整及び助成

地域福祉活動を充実させるためには、ボランティア団体等の育成及びその支援は必要不可欠であり、そのためには、住民による地域づくりを高めていく環境づくりが重要です。

ボランティアセンターは、ボランティア活動をしたい個人及び団体とボランティアを必要とする個人及び団体との調整や、ボランティア個人及び団体の活動支援、情報提供、各種講座の開催など、ボランティアに関する総合的な窓口としての活動を行うものです。

ボランティア活動の促進は、町民が主体的に地域課題を解決する第一歩であり、センターの基盤強化は、ボランティア団体の自立を促進する環境づくりの重要な課題でもあります。本会においては、令和3年度より主要事業の一つとして、川崎町ボランティアセンターを設置しましたが、今後、地域住民によるボランティア活動の理解と関心を高めるための取組と更なる情報発信に努めます。

4. 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

福祉教育は、すべての人が「普段の暮らしの幸せ」を実現させるため、それぞれの多様性を認め合い「ともに生きる力」を育むための学びです。

地域の抱える課題が多様化・複雑化している今日において、地域住民が誰をも排除しない（排除されない）、様々な生き方を受け入れられるような意識の醸

成が不可欠です。特に学齢期における福祉の心づくりは、住民参加の地域福祉の基盤づくりに大きな役割を担っています。

そこで本会では、子どもたちや学校等が「ともに生きる」ことを意識し、福祉意識を高めることを目的として、小学生への福祉教育冊子等の配布及び福祉教材の提供をすることにより福祉に関する教育の推進を図ります。

さらに、ボランティア団体に協力をいただき、視力の障がいがある方へ「広報かわさき」の音声テープの貸出しを継続して行います。

5. 共同募金事業への協力

共同募金事業は、住民の善意と助け合いの精神によって支えられ、地域福祉の推進に大きく寄与するとともに、災害時のボランティア活動の支援にも役立てられています。

本会においても、喜寿のお祝いをはじめ、米寿のお祝い、障がい児バスハイク、福祉教育読本の配布、福祉・ボランティア団体への助成等の事業を行っていますが、今後さらに多くの方々の参加とご協力をお願いし取組を進めています。(令和3年度は、コロナ感染症予防により喜寿祝賀会は中止となっています。)

- (1) 老人クラブによる一円玉募金を4月から12月まで実施
- (2) 赤い羽根街頭募金及び法人募金を10月から12月まで実施
- (3) 戸別募金(各行政区長に依頼)を10月から12月まで実施
- (4) 民生委員・児童委員をはじめ福祉関係団体に協力を依頼する。

なお、令和3年度の共同募金活動については、昨年に続きコロナ禍での影響が多いに懸念されていましたが、新規開拓にも取り組み、募金目標額上回る、2,239,252円となりました。令和4年度以降も様々な工夫を行い推進していきます。

6. 川崎町総合福祉センターの運営

新型コロナウイルスの感染予防に向けた国及び福岡県の自粛要請及び川崎町との協議に基づいて、緊急事態宣言発令の5月21日から6月22日までと8月20日から9月30日までは貸館の受付を休止とし、10月以降の福岡県コロナ警報発動とまん延防止等重点措置適用時は時短での貸館営業としました。

令和4年度もコロナ感染状況に影響を受けますが、今後も引き続き、各種福祉団体やボランティア活動に対する会議室の提供や貸館業務により福祉の増進を図ります。

7. 心配ごと相談業務

心配ごと相談事業は、町民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言等を行い、福祉の増進を図ることを目的に、川崎町より事業委託を受けて実施していますが、これまで、民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談員、学識経験を有する者計10名の相談員で相談業務を進めています。

令和2年度からは、川崎町と本事業の運営内容等について協議を行い、相談開設日を「毎月第2及び第4水曜日」に変更し事業の推進を図っています。

今後とも、相談者の様々な悩みの解決に努めるとともに、相談員の資質向上のため、事例研修を行い相談業務の充実を図ります。

8. 川崎町老人福祉センターの運営

老人福祉センターについても、令和3年5月からと8月からの緊急事態宣言発令時の間は浴場の営業を中止し、10月以降の福岡県コロナ警報発動とまん延防止等重点措置適用時は時短での営業としました。

現在は、感染予防のためカラオケの利用は休止していますが、運動・娯楽室の利用は再開し、現在、一日平均100人前後の方々が利用しています。引き続き受付時の検温や換気などの対策を講じ利用しやすい環境整備を進めています。

なお、施設の経年劣化により、機器の故障や修繕箇所が生じていますが、限られた予算の中で、日頃からの点検を行いながら優先順位を考慮して実施していきます。

9. 居宅介護支援事業

本会の居宅介護支援事業所は、介護支援専門員2名（内1名は主任介護支援専門員）で運営していますが、令和4年度からは本会の経営計画に基づいて介護支援専門員1名を増員し、特定事業所加算を獲得し黒字経営を目指す段階となっています。

現在は、予定より早く利用者が増加し介護支援専門員1名が担当する利用者基準35名を超える状況で、困難事例にも対応しており、また、町内外の支援依頼も増加傾向にあります。

このため、早期の体制づくりに努め、支援依頼も積極的に受け、経営の安定化を目指します。

併せて、今後も利用者が可能な限り住み慣れた地域で、個々の能力に応じた

自分らしい日常生活を営むことができるよう、多職種との連携を強化し質の高いサービスの提供に努めます。

なお、コロナ感染対策として、現在、面談前後の消毒や利用者宅での職員と利用者のマスク着用、短時間での面談などを行っていますが、引き続き緊張感のある感染予防の対策を講じます。

10. 訪問介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業、障がい福祉サービス事業

本会の訪問介護事業等は、管理者（サービス提供責任者）及びサービス提供責任者、登録ヘルパー8名で次のようなサービスを提供しています。

○訪問介護サービス（要介護利用者）

○介護予防・日常生活支援総合事業（要支援利用者）

○障がい福祉サービス（障がいのある利用者）

○同行援護サービス（移動に著しい困難を有する視覚障害のある利用者）

○介護保険外サービス（利用者が全額負担する介護サービス）

令和4年度は次のような方針で取り組んでいきます。

- ・住み慣れた家でヘルパーが訪問することにより生活環境が良くなり、安心して生活ができ、利用者の表情が明るくなるような支援サービスを目指します。
- ・利用者及びご家族と信頼関係を築き、利用者の立場に立って「利用者本位」「自立支援」を基本としたケアを実行します。
- ・訪問介護サービスに留まらず、他の関係機関と連携し安心して在宅で生活できるよう支援します。
- ・利用者アンケート（お客様満足度チェック）で得た情報をもとに業務改善を行います。
- ・職員は専門性を高め、業務の質の向上と迅速な対応に努めます。
- ・働きやすい環境づくりに取り組み、職員の定着率の向上に努めるとともに引き続きヘルパー募集に力を入れます。
- ・月1回ヘルパーミーティングを開き、利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達を行い適切なサービスの提供に努めます。
- ・コロナ感染対策として、利用者ごとのマスク交換や手袋の着用、検温、除菌等の徹底した対応を行います。

11. 障がい者(児)相談支援事業

事業開設から4年目の令和元年度に初めて黒字に転換し、以降、順調に利用

者数が増え、令和3年度についても黒字の見込みとなっています。

令和4年度もこの黒字状況を継続させ安定した経営が維持できるよう、利用者・関係機関から信頼される相談支援事業所であることを心がけて取り組んでいきます。

また、現在の利用者への支援が滞ることなく円滑に進めるとともに、一方で可能な限り新規利用者の受け入れも行います。

さらに、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく相談支援を提供し、障がい者一人ひとりの人権と意思を尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、利用者の生活を把握し、課題の解決や自立のために必要で適切なサービスの提供を受けるための計画作成を行います。そのために利用者との会話をスムーズに進め、必要な事柄を聞き取り、迅速に適切な支援を提供できるよう、聞く力を鍛え、対話力を高めるなど、相談支援専門員としての資質向上に努めます。

また、サービスが必要な方に一日でも早く必要なサービスを必要な量で提供できるよう、地域や事業所、行政など関係機関に働きかけを行います。

12. 福岡県の生活福祉資金貸付事業

福岡県の生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例（平成2年条例第27条）の規定に基づいて、福岡県社会福祉協議会が低所得者、高齢者、障害者に対し資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立、生活意欲の助長と社会参加の促進を図り、安定した生活をおくるための支援を行っていますが、川崎町社会福祉協議会はその相談窓口として、福岡県社会福祉協議会へ繋ぐ役割を果たしていきます。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸し付けを行う「緊急小口資金」と「総合支援資金」の受付が、令和2年3月末から開始しましたが、感染症の日常生活への影響が長期化する中、本会においても連日の相談予約が続き、令和4年2月末で約1,100件の相談件数となっています。本会職員においては、厳しい勤務状況となっていますが、生活に困窮されている方々への支援において大変重要な制度であるため、引き続き利用者の立場に立った丁寧な対応を行っていきます。

13. 介護予防支援業務

地域包括支援センター業務の必須事業としてのこの事業は、介護保険における

る予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、指定介護予防支援を行うものです。

要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

14. 川崎町地域包括支援センター業務

地域包括支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置されており、また、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域住民の多様なニーズに応えることのできる地域に密着した一元化された総合相談拠点を目指すものです。

川崎町から本会に事業委託された以降、年々相談件数が増加傾向にあり、しかも高齢者の個別課題も複雑化してきていますが、毎月1回、町高齢者福祉課と「地域包括支援センター連携会議」を開催し、事業運営について協議を進めています。地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスや関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。

15. その他この法人の目的達成のための必要な事業

「生活困窮」「社会的孤立や孤独」「心身の障がいや不安」など、既存の制度では対応できない制度の狭間にいる方等への支援は今日的な課題となっています。

認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分なため自分一人で契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方が利用する日常生活自立支援事業については、現在、社協職員を専門員及び生活支援員として配置して、関係調査や福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かり等々を行っています。また、福岡県社会福祉法人経営者協議会等が実施主体である「ふくおかライフレスキュー事業」は、現物給付という緊急時のツールを備えた生活困窮者等に対する相談・支援事業で、社協が窓口として運営していますが、今後も引き続き細やかなサービス提供が迅速にできるよう努めます。